

令和 7 年 4 月 1 日

司法研修所

令和 7 年度の弁護教官等の謝金について

令和 7 年度の弁護教官及び弁護所付に支給する謝金（半月の単価）を、下記のとおりとする。

記

1 弁護教官

(1) 繁忙期（4 月前半及び翌年 3 月後半）

ア 2 クラス担当	[REDACTED] 円
イ 1 クラス担当	[REDACTED] 円
ウ 担当なし	[REDACTED] 円

(2) 繁忙期（1 2 月前半から翌年 2 月後半まで）

ア 1 クラス担当	[REDACTED] 円
イ 担当なし	[REDACTED] 円

(3) 閑散期 ((1)及び(2)以外)

2 弁護所付

(1) 繁忙期（4 月前半から 5 月前半まで及び 11 月前半から翌年 3 月後半まで）

[REDACTED]	円
[REDACTED]	円